

立 川 市 議 会

議 長 伊 藤 幸 秀 殿

立 川 市 長 清 水 庄 平

請 願 及 び 陳 情 の 処 理 の 経 過 及 び 結 果 に つ い て （ 報 告 ）

平成28年7月4日付け立議第596号による請願及び陳情については、次のように処理したので、報告します。

記

- 1 請 願 第 3 号 「立川市空き家等の適正管理に関する条例」の制定に関する請願

空き家の適正管理は、所有者、管理者等の当然の責務であることから、現状、管理不十分な空き家等に関する通報又は相談が市にあった場合には、職員が状況を把握し、危険性が高い等、対処が必要と判断した案件について所有者等を調査し、特定できしだい早急な対応及び適切な管理をお願いしてきました。

一方、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）が完全施行されるなど、防犯、防災、衛生等、市民の生活環境に与える影響の広がりとともに、行政による空き家対策の必要性が高まっていると認識しています。

請願の主旨であります危険な空き家等への対応を主眼とした適正な空き家管理を推進するため、関係部署とも調整を図りながら、条例制定に向けた検討を進めてまいります。

2 陳情第 29 号 立川市民の健康増進と 2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けて「受動喫煙防止条例」の早期制定を求める陳情

受動喫煙の問題は、普遍的なものであり、地域的な特性を持つとは言いがたいため、全国統一での法律の整備が必要であると考えております。

条例制定につきましては、現在国が 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、「受動喫煙防止対策強化検討チーム」を設置し、公共の場における受動喫煙防止対策について検討を開始しており、市といたしましては、今後国や都の動向を注視し、検討してまいります。